

認定こども園 ひかり園 重要事項説明書

1 運営主体

- (1) 事業者の名称 学校法人 浅川学園
- (2) 事業者の所在地 長野市檀田2丁目8-22
- (3) 事業者の連絡先 電話026-241-3896
0800-800-2852 (フリーダイヤル)
Fax026-217-2118
- (4) 代表者氏名 理事長 宮入 賢一郎

2 施設の概要

- (1) 種別 幼保連携型認定こども園
- (2) 名称 認定こども園 ひかり園
- (3) 所在地 長野市檀田2丁目8-22
- (4) 連絡先 電話026-241-3896 FAX026-217-2118
- (5) 施設長氏名 園長 山岸 千賀子
- (6) 開設年月日 昭和47年4月1日
- (7) 土地面積 2,578㎡
- (8) 園庭面積 1,628㎡
- (9) 園舎
 - ①幼稚園園舎 木造二階建て
1階 保育室、遊戯室、事務室、職員室、調理室、トイレ 全室冷暖房、床暖完備
2階 教材庫 会議室
 - ②保育園園舎 木造二階建て
1階 乳児室、ほふく室、保育室
2階 会議室 全室冷暖房完備

3 施設の目的および運営方針

(1) 目的

認定こども園ひかり園（以下「本園」という）は、0歳から小学校就学前子どもに対し、その子ども自身が本来持っている能力を高める上で必要な特定教育・保育を一体的に行う。

また、子どもの健やかな心身の成が育まれるよう常に適切な環境を整えると共に、子どもの保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

①本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0歳から就学前子どもを、個々の心身発達に合わせた遊びを中心に、その遊びの連続性を尊重し、質の高い特定教育・保育を行う。

②本園は、園職員が乳幼児の特定教育・保育に関する専門性を高め、深めていくために、常にその資質向上に努める。

③本園は、地域の子育て拠点として、子育ての支援を必要とする保護者に対して積極的に情報などの提供を行う機会を設ける。

④提供する教育・保育の内容

『目標や理念』 ～強く・正しく・明るく・優しい子ども～

本園は、子どもの人生のスタートからその個性を尊重し、関係する人との和を為すための特定教育・保育を家庭や地域との協働により目指していく。

『ねらいや概要』

本園は、子どもの力と考えを信じて待ち、子どもが本来身に着けている力を見出し磨くのが保育者の役割とする。保育者は、子どもが今何を考えているか、何が一番やりたいのかをつかみ、最小限の援助でサポートすることにより、子どもの主体性を伸ばす。そして、子どもを一人の人格として接し、大人が教えこむのではなく、むしろ子どもに教わるというスタンスで臨む。

また、地域の恵まれた自然環境を生かすことや、さまざまな人との関わりを大切に考え、異年齢交流、地域の人との交流の機会をできる限り活用する。そこでの出会いを通して生まれる遊び、体験が更なる意欲につながることで、子どもの創造力、優しさを育む環境創造を目指す。

【本園からのお願い】

子どもの最善の利益と幸福を優先するには、園と家庭の双方が、同じ価値観を構築、共有し、理想の子育てに向かって、足並みを揃えるように前に進むことが求められます。

0歳から就学前の子どもたちの心身の発達の姿について、常に園と家庭において同じ情報を持ち、互いに理解、協力し合って教育・保育を行っていきたいと考えます。(協働)

★本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

◎家庭との連携について

・ 家庭の状況に変更があった場合は、必ず園へお知らせください。

※住所(転居)、勤務先、電話番号、緊急連絡先、家族構成等

・ お子様の送り迎えをする方が、通常と変わる場合は、その度、口頭もしくは連絡帳で園へお伝え下さい。急な変更の場合は、必ず電話でご連絡をお願いします。

・ 保護者参加の行事は、できる限りご参加頂くようご協力下さい。

また、家庭においてのお子様とのふれあいの時間を大切に頂き、その日をふりかえったり、精一杯頑張ったお子様の休養をしっかりと頂くようお願いいたします。

(3) 学級編成

①年長児 すみれ組、すずらん組

②年中児 さくら組、ひまわり組

③年少児 たんぽぽ組、ちゅうりっぷ組

④2歳児 りす組

⑤1歳児 ことり組

⑥0歳児 ひよこ組

(4) 利用定員(単位：人)

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	-	-	-	26	22	22	70
2号・3号	6	10	14	14	18	18	80
計	6	10	14	40	40	40	150

(5) 職員組織

本園に、次の教職員を置く。なお、員数については、長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長野市規則第43号)第6条に規定する基準以上を配置す

るものとし、入所人員により年度ごと増減することがある。

4 職員体制

(1)園長 1名

0歳から5歳児までの園児の特定教育・保育及び、それに携わる保育教諭の業務全般の掌握。

(2)主幹保育教諭 2名

園児の養育および保育教諭の資質向上に努める。地域に開かれた窓口として、未就園児とその保護者を対象とした育児相談等に携わる。

(3)保育教諭 9名以上

主幹保育教諭補佐、専門・分野別リーダー含む。園児の保育、教育の質の向上に努める。

(4)保育教諭補助 数名

保育教諭の職務を助ける。

(5)事務員 1名以上

保育教育環境の質の向上のための制度設計に努める。

(6)調理員・栄養士 1名以上

園児、職員の食育向上に資する。

(7)運転手・庶務 4名

園児、職員の安全快適な環境条件整備に努める。

(8)園医（非常勤）1名

園児の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(9)歯科医（非常勤）1名

園児の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(10)学校薬剤師（非常勤）1名

園の環境・衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

*各体制総人員は雇用により変動あり

5 開所・休園・利用可能時間について

(1)開所日 月曜日から土曜日

(2)開所時間 7時30分～18時30分

(3)利用可能時間

①1号認定（教育標準時間）9時00分～15時00分

（預かり保育）朝7時30分～9時00分、夕15時00分～18時30分

②2号・3号認定（保育短時間）8時30分～16時30分

（延長保育）朝7時30分～8時30分、夕16時30分～18時30分

③2号・3号認定（保育標準時間）7時30分～18時30分

(4)特定教育・保育を行わない日

①1号認定

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～12月31日及び1月2日、1月3日)、夏期休園、冬期休園、春期休園、その他園長が必要と定めた休日

②2号・3号認定

日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～12月31日及び1月2日、1月3日)

(5)本園は、前1項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむ

を得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に示す休業日に特定教育・保育を提供することがある。

(6) 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

6 保育料・その他利用料(納入金)について

(1) 保育料 利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担。

(2) 給食費

① 1号認定 6,700円(月額)

② 2号認定 7,300円(月額)

③ 3号認定 保育料に含まれるため0円

④ 副食費が免除対象 主食代2,000円(月額)

⑤ 療育施設等併用 月の保育日数×300円(月額)

副食費が免除対象 月の保育日数×100円(月額)

※給食日数に限らず、年額を12か月で除した定月額とする

※給食費は、材料の物価状況に応じて変動する場合あり

(3) 感染症等により、行政機関または園からの登園自粛要請に従い欠席した場合は、次の基準により保育料・給食費を返金する。

【保育料】

① 行政機関が定めた期間については、その指示により返金手続きを行う。

② 園が要請した場合は、個別の保育料を日割りし返金する。

【給食費】

① 1食300円(副食費免除対象は1食100円)で欠席日数を乗じた金額を返金する。

(4) 納入方法 原則、毎月20日に「給食費」もしくは「保育料」を園指定のゆうちょ銀行口座へ自動払込により納入。自動払込に不備がある場合は、現金にて納入。

(5) 上乗せ徴収(特定利用者負担額)

① 環境維持費 1,000円(月額)*年少以上児ひとりにつき

公定価格(施設型給付費・保育料)で賄うことのできない、保育環境の充実(園庭整備、教具遊具の整備など)、その維持に係る費用。

※毎月の雑費集金項目に含めて納入。

(6) 雑費集金 毎月末に銀行引き落としによる納入。

① 送迎バス利用料(利用者のみ) 片道1,250円、往復2,500円(月額)

(療育施設等併用) 片道750円、往復1,500円(月額)

※ガソリン価格により変動する場合あり

② 行事等に係る費用 事前にお知らせの上、実費徴収 およそ20,000円(年額)

③ 個々の教材の追加購入費など

④ 本代*事前にお知らせ、実費徴収 およそ5,000円(年額)

7 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 入園

① 1号認定 4月1日からの利用申込があり、園長が入園を認めた場合。年度途中の入園においては、定員に空きがあり、園で定めた申込みにより園長が入園を認めた場合。

② 2号・3号認定 4月1日からの利用申込があり、市の利用調整により入園が認められた場

合。年度途中入園においては、定員に空きがあり、定められた募集要項により申込みを行い、市の利用調整により入所が認められた場合。

(2) 退園

- ①利用者の申し出による時。
- ②園児が小学校に就学したとき。
- ③子ども子育て支援法の規定により、支給認定が取り消されたとき。
- ④特段の理由がなく、納付金の滞納が3か月続いたとき。
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

8 園医について

- (1) 内科小児科 しおいり小児科医院 長野市徳間544-16
- (2) 歯科 清水歯科医院 長野市浅川東条271-2
- (3) 学校薬剤師 まゆみだ薬局 長野市檀田2丁目16-7

9 緊急時

(1) 本園職員においては、特定教育・保育時間中に園児の体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに当該園児の保護者へ連絡を行うとともに、状況により、医療機関へ搬送をする等の措置を行う。

また、当該園児の保護者との連絡が取れない場合で、園長等が緊急性を判断した場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を行う。

(2) 本園は、特定教育・保育の提供により重大な事故が発生した場合は、直ちに市の担当部署及び当該園児の保護者に連絡すると共に必要な措置を講じる。

(3) 損害保険

保険の種類	賠償責任保険	災害共済給付制度
保険の内容	施設業務、生産物特約	死亡、障害見舞金、医療費
保険金額	身体) 1名5,000万円、1事故5億円 財物) 1事故1,000万円	障害 88万円~4,000万円 死亡 3,000万円
保険会社	日新火災海上保険株式会社	日本スポーツ振興センター

10 非常災害時の対策

本園は、非常時において、消防計画書により適切かつ迅速な対応を施す。

11 虐待の防止について

乳児・幼児の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- (1) 本園は、虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 本園は、虐待の防止を啓発するための職員に対する研修を実施する。

12 苦情対応

■苦情解決責任者 理事長 宮入 賢一郎

■苦情受付窓口 園長 山岸 千賀子、事務主任 関 博之

☎ 026-241-3896 (午前9時~午後5時30分)

■第三者委員 望月 文男(若槻地区民生児童委員) ☎ 026-259-4373

1.3 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

- (1) 本園の職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を保持する。
- (2) 本園は、子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- (3) 本園の職員でなくなった後においても同様に、秘密を保持する。
- (4) 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

1.4 プライバシーポリシー（個人の情報保護方針）について

(1) 個人情報保護方針 本園は、以下の通り個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全職員に個人情報の保護の重要性の認識と取り組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進する。

(2) 情報の管理 個人情報の重要性を全職員が認識した上、お預かりした個人情報は個人情報管理責任者の監督のもと、個人情報の正確性、安全性の保持のため、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する適切な管理体制を維持・改善し続けるよう努める

(3) 個人情報の利用目的 お預かりした個人情報は、園運営上の役割を円滑に行うために利用する。また利用目的の範囲を超えての利用はしない。本園における個人情報の具体的な利用目的は主に以下の通りとする。

①園内に関わる利用目的

- ・入園申請書など入所退所などに関する手続きのため
- ・指導案、保育に関する記録など保育に必要な情報を記録するため
- ・園だより、卒園アルバムなど園児に関する情報を保護者と共有するため
- ・お知らせ、メール配信連絡など必要な連絡事項を保護者へ伝えるため
- ・家庭調査票など緊急の場合に保護者と連絡をとるため
- ・園児の安全、衛生を守るための手続きのため
- ・職員会議、園内研修など園の質の改善、維持のため

②園外に関わる利用目的

- ・関係機関（市、児童相談機関、医療衛生機関、保険機関、提携業者）との必要な情報交換のため
- ・パンフレット、ホームページなど園についての情報（保育活動中の園児の様子が分かる写真を活用したものを含む）を社会に公表するため
- ・保育実習など保育教諭の養成のため
- ・園外研修など園の質の改善、維持のため

③その他

- ・統計調査など国及び行政の業務に協力するため

個人情報管理責任者（全体責任者）	学校法人浅川学園 認定こども園ひかり園 園長 山岸 千賀子
守秘義務の徹底	本園の全ての保育教諭は児童福祉法第18条に基づき守秘義務を徹底する。また、保育教諭以外の全職員、実習生などの保育に携わる全ての人が同様に守秘を徹底するよ

	うに努める。
--	--------

(4) 個人情報の第三者への開示・提供の制限

本園は、ご本人様よりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き個人情報を第三者に開示しない

- ①ご本人様の同意がある場合
- ②ご本人様が希望される対応を行う際、本園が業務を委託する業者に対して開示する場合
- ③法令に基づき開示することが必要である場合

(5) 個人情報の開示、変更、訂正、利用停止、削除等に関する手続き

ご本人様が自己の個人情報を開示、変更、訂正、利用停止、削除できる権利、苦情を訴える権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合は速やかに対応する。

問い合わせ先
〒381-0052 長野市檀田2丁目8-22 学校法人浅川学園 認定こども園ひかり園 Tel: 026-241-3896 Fax: 026-217-2118 Mail: info@hikarien.ed.jp

1.5 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	未受審	-
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

1.6 その他の留意事項

- (1) 欠席・遅刻等の連絡 登園日当日になって急遽欠席する場合や遅刻する場合は、園へ直接お電話にてお伝え下さい。
- (2) 感染症・与薬 流行性の感染症に感染した場合、入園時に配布の「医師の『登園許可証明書』『登園届』の提出が必要な感染症」に従い書類の提出をお願いします。与薬については「薬剤情報書」「くすり連絡表」を提出頂く。
- (3) 喫煙 本園の敷地内及び、駐車場は全面禁煙とする。
- (4) 営利・政治・宗教活動 思想、信仰は個人の自由ですが、他の利用者に対する営利・政治・宗教に関する活動はご遠慮頂く。

2015年4月1日 制定日

2023年4月1日 改正日